

# 調停条項



## ICC 調停条項

ICC 調停規則の下での調停の利用を希望する当事者は、それぞれ異なる状況や必要性に対応している以下の条項の中から1つを選択することを考慮すべきである。当事者は、選択した条項を、その固有の状況に適合させる自由を有している。例えば、当事者は、調停とは異なる和解手続の利用を明示することを希望する可能性がある。さらに、調停と仲裁の双方あるいはいずれか一方についての言語や場所を規定することを希望する可能性もある。

各条項の下に加えられた説明は、特定の状況に最も合致する条項を当事者が選択することへの助けとなることを目的とするものである。

条項の作成時には、文言が曖昧になる危険性を避けるよう、常に注意が必要である。不明瞭な文言は、不確実性と遅延の原因となり、紛争解決過程を阻害するか、または危険にさらす可能性さえある。

こうした条項のいずれかを契約に含める場合、当事者は、適用される法規の下での条項の執行可能性に影響を与えるかもしれない要因を考慮することが推奨される。

### A 条項：ICC 調停規則の任意的な利用

当事者は、本契約に起因または関連して生ずる全ての紛争について、いかなる時点においても、その他の審理に影響を与えることなく、ICC 調停規則に基づく和解による解決を求めることができる。

**説明：**この条項を含めることにより、当事者は、いかなる時点においても ICC 調停規則の利用が可能であることを認めることになる。この条項は、当事者に何かをすることを約束させるものではない。この条項の存在意義は、いつの時点においても調停またはその他の和解手続の利用が可能であることを当事者に認識させるという点にある。加えて、この条項は、一方の当事者に、他の当事者に対して調停を提案することの基礎を与えることを可能にするものである。当事者は、ICC 国際 ADR センターにかかるプロセスについて助力を求めることもできる。

**B 条項：ICC 調停規則の協議の義務**

本契約に起因または関連して紛争が発生した場合、両当事者は、第一に、当該紛争を ICC 調停規則に付託することについて協議および検討することにつき合意する。

**説明：**この条項は A 条項から 1 つ段階を進めたものであり、紛争が発生した場合に、ICC 調停規則の下での審理に紛争を付託することを当事者がともに協議および検討することを求めるものである。当事者は、ICC 国際 ADR センターにかかるプロセスについて助力を求めることもできる。

当事者が、本規則の下での審理に紛争を付託することを最初から義務付けられることを望まず、紛争の和解の試みのための調停の利用について柔軟性を保持することを好む場合に、この条項は適切な可能性がある。

**C 条項：必要な場合に並行した仲裁の存在を許容する ICC 調停規則への付託義務**

(x) 本契約に起因または関連して紛争が発生した場合、両当事者は、第一に、当該紛争を ICC 調停規則に付託することにつき合意する。ICC 調停規則の下での審理の開始は、当事者が (y) 条項に従って仲裁を開始することを妨げるものではない。

(y) 本契約に起因または関連して生ずる全ての紛争は、ICC 仲裁規則に基づき、当該規則に従って選任される 1 人または複数の仲裁人によって最終的に解決されるものとする。

**説明：**この条項は ICC 調停規則に紛争を付託する義務を創出するものである。紛争が生じた場合、当事者は、本規則の下での審理を用いて紛争の解決を試みることになる。

この条項は、仲裁の開始の際に、当事者が ICC 調停規則の下での審理を終了する必要がなく、また、合意された期間の満了を待つ必要もないことを明らかにするものでもある。このことは、本規則第 10 条 2 項の下においても原則とされる立場である。

## ICC 調停条項

この条項は、ICC 仲裁を紛争の最終決定のための審理と定めている。希望する場合には、その代わりに、別の仲裁、あるいは裁判やその他の同様の審理につき定めるために、本条項を修正することも可能である。

### D 条項：ICC 調停規則への付託後、必要な場合には仲裁に付託する義務

本契約に起因または関連して紛争が発生した場合、両当事者は、第一に、当該紛争を ICC 調停規則に付託することにつき合意する。上記規則に基づき、調停の申立書の提出後 45 日以内に、または両当事者が書面で合意するその他の期間内に紛争が和解により解決されなかった場合、以降、かかる紛争は、ICC 仲裁規則に基づき、当該規則に従って選任される 1 人または複数の仲裁人によって最終的に解決されるものとする。

**説明：**C 条項と同様に、この条項は ICC 調停規則に紛争を付託する義務を創出するものである。

C 条項とは異なり、この条項は、調停申立書の提出後、合意された期間が満了するまでは、仲裁を開始できないと定めている。本標準条項において推奨されている期間は 45 日であるが、当事者は問題となる契約にとって適切と考えられる期間を選択すべきである。

D 条項は、ICC 調停規則の下での審理と並行して開始される裁判、仲裁、その他の同様の審理の存在を認める ICC 調停規則第 10 条 2 項の下で原則とされている立場を変更している。

C 条項と同様に、D 条項は、ICC 仲裁を紛争の最終決定のための審理と定めている。希望する場合には、その代わりに、別の仲裁、あるいは裁判やその他の同様の審理につき定めるために、本条項を修正することも可能である。

### 緊急仲裁人規定に関する事項

当事者は、C条項およびD条項の下では、緊急仲裁人規定の利用を希望するか否かにつき決定すべきである。

#### C条項およびD条項

当事者が緊急仲裁人規定の利用につき排除を希望する場合には、以下の文言がC条項またはD条項に加えらるべきである。

緊急仲裁人規定は適用されない。

#### D条項

- 1 当事者が緊急仲裁人規定の利用を希望し、かつ、調停申立書の提出後の45日間、または両当事者が合意するその他の期間の満了の前における利用を明確に望んでいる場合には、以下の文言がD条項に加えらるべきである。

調停申立書の提出から[45]日間または合意されたその他の期間、紛争の仲裁への付託の前に待たなければならないという要件は、当事者に対して、かかる[45]日間または両当事者が合意するその他の期間の満了の前におけるICC仲裁規則における緊急仲裁人規定の下での緊急措置申請書の提出を妨げるものではない。

- 2 調停申立書の提出後の45日間、または両当事者が合意するその他の期間の満了の後においてのみ、当事者が緊急仲裁人規定の利用を希望する場合には、以下の文言がD条項に加えらるべきである。

調停申立書の提出から[45]日間または合意されたその他の期間の満了の前においては、当事者は、ICC仲裁規則における緊急仲裁人規定の下での緊急措置申請書を提出する権利を有するものではない。